

木曾川文化圏市町合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 木曾川文化圏市町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定に基づき、木曾川文化圏市町合併協議会(以下「協議会」という。)に幹事会を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整を行うものとする。

2 幹事会は、前項に規定するもののほか、各務原市及び川島町の合併に必要な事項について、協議又は調整を行うものとする。

(幹事)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選とする。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

2 会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

3 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 幹事会は、必要に応じて規約第12条第1項に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月24日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名		
各務原市	助役	総務部長	企画財政部長
川島町	助役	総務課長	企画調整課長